

東京都北区新庁舎建設基本構想検討会（第9回）議事録

- 日時 平成23年10月6日（木） 午後6時30分～午後8時30分
- 場所 北区役所 第2委員会室
- 委員（出席者）19名 （欠席）2名
- 次第
 - 1 開会
 - 2 前回確認
 - 3 議事
 - (1) 東京都北区新庁舎建設基本構想（案）について
 - (2) その他
 - 4 閉会
- 配布資料
 - 東京都北区新庁舎建設基本構想検討会（第8回） 議事録 …資料1
 - 東京都北区新庁舎建設基本構想（案） …資料2

● 議事録

1. 開会

2. 前回確認

○事務局

前回の議論の内容は資料1の議事録の通りであり、ご確認いただきたい。いくつか課題をいただいていたことから、その説明をする。

8ページ、真ん中より少し下の委員のご発言について。第1に、固定資産税は、民間が所有した場合全額民間が支払うが、北区が所有した場合はかからない、ということについては、PFIであってもなくても、所有者が誰かで固定資産税がかかるかどうかが決まることになる。北区に固定資産税が入るわけではない、いったん都に入る、ということについては、ご意見の通りである。都区財政調整制度があり、調整3税の1つである固定資産税も都に入ることになる。第2に、民間から調達すると金利が高くなるということについても、ご意見の通りである。第3の、従来方式でない新しい公共直営について、及び、第4の、直営の場合の収益については、これからの課題の中で触れる形でまとめさせていただきたい。

11ページ、一番上の委員長のご発言の、集会機能ではなく、行政と区民との協働の

スペースの導入を考える必要があるということについて。協働をどう考えるか、またどうあるべきかは毎回話に出ているが、詰め切れていないのが現状である。今後の課題として提起するというまとめ方にさせていただきたい。前回のまとめは以上である。

○委員長

以上の2点は、基本構想案の最後にある、今後の検討事項で盛り込まれる。ご意見がなければ基本構想案の議論に入りたい。

3. 議事

(1) 東京都北区新庁舎建設基本構想(案)について

○事務局

基本構想案についてご説明する。表紙にあるように、前回の検討会で目次を提示し、ご了承いただいた。その目次案を基に事務局で基本構想案を作成し、区民委員による編集会議を開催、区民の目線からみてわかりやすいかという視点から議論していただいた。その後、事務局で再度修正し、その修正部分を赤字にしている。それらを取りまとめたものがこの基本構想案である。

目次のうち、第1章、第2章は中間のまとめのものであり、第3章以降は新しく加わった部分である。資料編についても、資料10からが今年度新たに加わったものであるが、その前の部分でも、資料7は新たに加えた。後ほど説明させていただきたい。

○委員長

1章、2章は、中間のまとめに区民の意見を反映し修正を加えたものである。基本的には既に読んでいただいているところなので、まとめて議論したい。

○事務局

まず、1章について。

2ページ、※2を加えた。中間のまとめの段階では耐震補強を実施していなかったが、第一庁舎及び第二庁舎については今年度、暫定耐震補強工事を実施しているため、その旨を書き加えている。

3ページ、表1は、平成21年度までの取り組みである。中間のまとめでは、平成22年度のもが含まれていたため、削除して整理した。

4ページ、平成22年度の取り組みについて。上から3行目、「本検討会における検討は」と、検討会の位置づけを明記した。そこから5行目、検討会開催の経緯を書いた部分の後ろに、「(資4ページ『資料3』)」を加える。第6回では、というところから下が中間のまとめ以降の新しい文章である。

5ページ、※4で防災拠点の説明をした。以前は「災害発生の際に」としていたが、

より範囲を広げることとし、「災害を未然に防止し」を加えた。

6 ページ、上から4つ目の箱に、平成17年6月に策定した北区環境基本計画を加えた。以前はここに環境方針を挙げていたが、そのよりどころである計画に修正した。資14ページとなっているのは、資15ページに修正させていただきたい。

次に、2章について。

7 ページ、赤字の部分がある。以前は、「立ち寄りたくなる」という表現だったが、これでは用事もないのに来る、という印象を与えてしまう。北区ニュースアンケートでも、区役所は用事があるからこそ行くところではないか、というご意見があった。来庁者にとって敷居が低い庁舎であることを示すため、誰もが気軽に「訪れることができる」という表現に修正した。同じ行の、「また、」以降では、シンボルについての出典を明記した。建物のデザインや外見にこだわる必要はない、というご意見もあった。シンボルとは、イメージされているようなハード面ではなく、ふるさと北区の象徴、という面であることを強調するため、北区基本構想を挙げている。

8 ページ、安全・安心の拠点を最初にした。(4)は、先ほどの説明の通り、「訪れることができる」とした。(5)は、以前は「区民が誇れるような」、としていたが、「区民が愛着を感じることをのける」と修正した。共通機能でも、防災機能を最初にした。オープンスペースという部分は、以前は区民活動機能の例示として「交流スペース等」としていたが、様々な場面で活用できるよう、修正した。

9 ページ、※10は、従来は「ワンストップサービス」と断定していたが、代表的なものの例示として「ワンストップサービスなど」という表現に改めた。

10 ページ、(3)の説明に「低コスト」という言葉を加えた。また、2番目の◆に「建設費の節減」という言葉を加えた。(4)の2番目の◆で「区民交流・活動の場」だったものを、区民の交流や区民との協働を推進する趣旨で、「区民交流・協働推進の場」に修正した。

11 ページ、シンボルとなる庁舎のところでは、批判の多かった「ランドマーク」という言葉を削除した。

12 ページ、防災拠点機能について、1行目に、「災害対策の統合的な指揮・決定等の」という災害対策機能の説明を挿入した。その下の赤字部分である、「防災拠点として柔軟に利用できる空間」という部分は、従前は「多様な用途に活用できる空間」としていたが、このように改めた。※13では、災害対策本部が何をするかについての説明を加えた。

14 ページ、上の枠の赤字部分には、「カフェ、レストラン」という名称を入れていたが、お店のイメージではなく広い概念にするため、「憩いの場」に修正した。下の赤字部分は先ほど申し上げたのと同様の趣旨で訂正した。

ここまでが第1章、第2章の主な修正箇所である。これ以外でも、てにをはの類は適宜修正させていただいている。

○委員長

ご意見、ご質疑をお願いしたい。

5 ページ、※4の防災拠点の説明は、災害を未然に防止する段階から、発生時の被害の拡大防止及び復旧段階まで、時間的に概念を広げたという説明があった。それは納得できる。災害が発生する前も防災拠点として活用するのは賛成であるが、皆さんはどう考えられるか。

防災に関する他の部分、たとえば9ページの(1)の2番目の防災拠点の説明では、「災害時には」とあり、時間的に拡大した概念が反映されていないように見受けられる。災害の前後とも防災に役立つ拠点ということでよいのであれば、事務局で他の部分の表現についてさらに精査していただきたい。

シンボル性や愛着についてはどうか。あるいは、低コストということについてはどうか。区民アンケートやみなさまのご意見を踏まえ、誤解のないように修正されたものである。

○事務局

14 ページの区民交流・活動機能は、区民交流・協働推進機能に修正する。

○委員長

区民のための集会所を設けるという趣旨ではない。それらは以前確認した通り充足している。協働的な、区政に関するものということでよいか。気づかれた点はまたご指摘いただきたい。

次からは初めて提出された資料であるため、少し丁寧に、1章ずつ説明をお願いしたい。

○事務局

第3章について。ここからが新しい項目である。

1は新庁舎の規模の考え方で、16ページの説明文は新しい文章である。2の冒頭に、「庁舎規模については」とあるが、その次の段落にも「庁舎の規模について」とあるので、文言を整理させていただきたい。表2は検討会でお示しした通りである。

17 ページ、望ましい立地条件の内容について。全て検討会における検討なので、冒頭の「検討会では」は不要と考えており、整理させていただく。表3の利便性については、全ての人に対して利便性を確保するものとし、「区民の」を削除した。調査事項については、安全性への対応、何々への距離など、すべて体言止めで整理した。防災拠点の上から3つ目、「…位置関係による連携の容易性」の部分は、以前は「…近接性」としていたが、近ければよいというのではないということで改めた。「人口重心」は「人口分布」に修正した。その下の「庁舎からのアクセスの容易性」は、「関連施設からのアクセスの容易性」としていたが、区民委員からのご指摘であらためた。まちづくりの項目

では、環境基本計画、地域防災計画を追加した。事業の実現可能性の項目では、中身は同じだが表現をわかりやすく改めた。

18 ページでは検討項目についての説明をしている。こういう表の形で示すのは初めてである。防災拠点、利便性、まちづくり、事業の実現可能性のそれぞれについて、内容を説明した。

19 ページ、防災拠点について。上の表では、「災害に対する安全度」としている。より具体的に書き込むべきではないか、どの程度書き込めるか、などの議論があったが、様々なことを踏まえた上で、「土地の特性や、その特性に対処するための方法などを踏まえ、」という表現にまとめた。一番下の枠では、「位置関係を調査」と改めた。

20 ページ。上の表は先ほど説明した通りである。上の枠の下から3行目の部分は、幹線道路との距離を調査するに修正する。その下の枠の、「庁舎からのアクセスの容易性」の修正は先ほど申し上げた通りである。「関連する施設が近隣にあることが望まれます」という部分は、「関連施設との往来が容易であることが望まれます」に修正する。関連施設の例示として小売店や銀行が挙げられていたが、削除した。

21 ページ。上の表は説明した通りである。上の◆のうち、「資14ページ」は「資15ページ」に修正する。

22 ページ。表については説明した通りである。最初の枠、「想定庁舎規模（約33,000㎡）を確保できる土地であるか、低層階に総合窓口を設置できる敷地面積（約8,000～12,000㎡）であるか、現在の庁舎の敷地を含め調査します」の部分は、内容は従来と同じであるが、より分かりやすい表現に改めている。

○委員長

16 ページから22 ページについて質疑をお願いしたい。

○副委員長

17 ページ、表3、まちづくりの項目の周辺環境との調和について。周辺の状況や環境との調和、とあるが、状況、環境と、言葉を少し変えただけである。21 ページも同様である。周辺の状況という言葉はわかりづらい。状況の次に環境とあると、環境への配慮と混乱する恐れがある。第1章11 ページには「周辺のまちなみや環境と調和した庁舎をめざします」とあることから、立地条件のところも、「状況」ではなく「まちなみ」という言葉にしてはどうか。そうすると、整合性も取れる。

○委員長

事務局で修正を検討していただきたい。机上の追加資料についてもご説明願う。

○事務局

資 14 ページに資料 6 とあり、北区の上位計画の概要について書いている。

○委員長

追加資料の方をお願いしたい。

○事務局

机上の参考資料 1 をご覧いただきたい。以前、環境に関する水準や基準を整理したいという話をいただいていたことから、東京都で定めている環境配慮指針及び配慮項目に関する資料を作成した。最初の 1 ページの項目に沿って、2 ページにあるような基準を定めて評価をする、というのが東京都の基準である。これに基づいてイメージされているのが 3 ページの図である。4 ページは、従前から出ていた CASBEE という、国交省の主導によって定められた評価の手法である。東京都の基準によるものと、国交省の主導によるものがある。代表的な事例としてこの 2 つをご紹介している。内容については後ほどお目通し頂きたい。

イメージの図を基に、参考資料 2 を作成した。環境に配慮した庁舎の事例となっているが、イメージであり、例示である。「CO2」の 2 は、「CO₂」にする。屋上、外壁、ガラス等の建築物自体、空調、照明等の設備システム、太陽光、外気、雨水等の再生可能エネルギー、また、緑化をまとめた。このイメージ図を資 16 ページに資料 7 として挿入したいと考えている。基本構想案の 10 ページで参照している資料 7 である。

○委員長

了解した。新しい資料がここに入るということでよろしいか。3 章についてさらにご指摘いただけることがあればご議論いただきたい。編集会議でもいろいろ議論があったと事務局からは聞いているが、それが反映できているかどうかの確認でもよい。

○事務局

資 14、15 ページは、北区の上位計画の概要を示しており、本編 21 ページの「各種計画との整合性」で参照しているところである。資料 6 の北区の上位計画の概要の左側は従来の通りで、3 の都市計画マスタープラン、4 の環境基本計画、5 の地域防災計画は追加でお示ししている。

○委員長

追加されたということで了解した。資 15 ページの 3、4、5 は、それぞれの策定年を括弧書きで記載していただきたい。地域防災計画は見直しが始まるという話もあった。他に、第 3 章についてご意見はあるか。

後で戻ることもあるということで、4 章に進む。

○事務局

事業概要について。23 ページ、事業手法の考え方の、検討会における確認方針について。上から2行目の最後、「PFI 方式をはじめとした民間活力を導入するさまざまな事業手法が採用されています」とあるが、「さまざまな」という言葉は、従来方式をも含む意味合いであり、現在の表現だと民間活力のさまざまな手法と読めるので、文言を整理する。従来方式とPFI方式の例として、福島市と千代田区の写真を掲載した。

24 ページからは大きく変更させていただいた。今まで縦だったが、横にして見やすく変えている。視点の列に、「特徴」という区分を加えた。「考慮する点」という区分は、以前「今後の検討課題」としていたものである。一番上のピンクの枠の「従来方式」は、従来公共直営と書いていたところ、整合性を図り修正したものである。黄色の項目の部分はそれぞれ、「(1) 行政サービスや区民ニーズの変化に対する柔軟性・迅速性」、「(2) 財政への影響」、「(3) 住民参加の可能性」、「(4) 民間ノウハウの活用」、「(5) スケジュールへの影響」、「(6) 地元企業の参入可能性」とそれぞれ付番させていただく。順番については議論していただきたい。

「行政サービスや区民ニーズの変化に対する柔軟性・迅速性」という項目を追加している。内容は、議論していただいたものをまとめたものである。ニーズの変化に柔軟かつ迅速に対応することができるか、という点を考慮するものとしている。

「財政への影響」では、「対価の支払い」と「コスト削減の可能性」という2つの区分を設けた。対価の支払いについては、業務ごとに事業者と契約し、建設段階で多額の資金需要が発生する、ただし、地方債の活用による財政負担の平準化は可能、という表記に改めた。

「住民参加の可能性」については特に変更はない。考慮する点は、「計画段階、事業者決定段階、また設計段階で様々な住民参加の態様や、より多くの住民参加の機会を見込めるか」、という表記にした。

「民間ノウハウの活用」は、従前「庁舎という施設の特徴」としていたものを修正した。枠内の文章の位置が揃っていないので、修正する。考慮する点は、「民間ノウハウを活用（効率化・サービスの向上）し、メリットを見込めるか」、としている。

「スケジュールへの影響」は、考慮する点において、「事業スケジュール通り円滑に推進できるか。また、スケジュールに影響を及ぼす弊害はないか」と修正している。「通り」は仮名に修正する。

「地元企業の参入の可能性」については、特に変更はない。

これらの順番についても議論していただいたが、概ねのご意見を踏まえた結果、この順番とした。

27 ページ。(3) 今後の検討課題の1行目では、「従来方式とPFI、それぞれの特徴を6つの視点から確認すると」、という表記にしているが、どこで両者に違いがあったか明確にするため、(1)などを加えた表記にする。「これまでに何度か」が赤字になっているが、区民委員から、何度か検討しているならそれに沿う表記すべきという意見をい

ただいたことを踏まえ、修正した。最後、事業手法はよりよい行政サービスを実現するための手段であり、従来方式やPFIのほか、新庁舎にふさわしい事業手法が考えられる場合は柔軟に検討することが望まれる、としている。※16のコンバージョンと市街地再開発事業の説明に①、②と記載しているが、本文中の①～④と混同しやすいので、①②は削除する。

次に財源対策の話に移る。28ページ、表5までは従前通りである。表の下には、財源について、地方債、積立金と、当て込みの順番に関する説明を加えた。さらに不足する場合は一般財源から拠出する。

29ページは、30ページ以降の表を一覧にまとめたものである。行政直営ではなく、「従来方式による想定事業費」という表現に改めている。※21で、土地を取得する場合、区有地の売却による一般財源拠出の軽減を図ることや、用地取得に対する地方債の活用も考えられる、とした。先日、用地取得についても一部地方債の活用が可能であるという確認ができた。しかし、かなりの制約があり、どの程度活用できるかは不明であるため、従前どおりのまとめとし、補足する形で説明を加えた。

30ページ。表に色を加えた。それぞれの色は、前のページのグラフの色と同じである。たとえば、29ページの薄緑が30ページの薄緑にあたる。説明がないと前の表に当たるとわかりにくいかもしれない。※22の、「区有地のうち」は削除する。また、※23を削除し、※22の一連の説明とする。

31ページ。積立想定A、Bの内容は、28ページの※18の通りであり、あくまで積立金は固定の額ではなく想定額であることを明らかにするため、表現を改めた。また、用地に対する地方債の活用も考えられると書き加えている。

第4章については以上である。

○委員長

まず事業手法の考え方について議論し、次に財源対策について議論したい。前半の事業手法についてはどうか。

○委員

事業手法について、従来方式かPFI方式か、という二者択一に見えてしまう。27ページには、今後の検討課題として、様々な事業手法があるとされ、注16で説明があるが、資料23ページも含め、全体として従来かPFIかという対比になっているので、いろいろな手法があることを見せるよう工夫できないか。個人的には従来方式がいいが、例として従来方式とPFIを比べるのであれば、従来方式とPFIと二者択一と受け取られないようにしてほしい。

○委員

PFI については課題が多いと考えている。PFI の例として千代田区役所を挙げているが、千代田区役所は国で最初に基本的なものを作った後に参加しており、だから窮屈な思いをしている、PFI を論じるのに適切ではないのでは、という気持ちがある。

質問がある。30 ページの※23 の意味がよくわからない。資産活用としてその分減少することになるが、区有地に建設する場合は新たな土地は買わない、学校の跡地に建設しても現庁舎敷地は残る、そこはどうかという活用の問題はある。なぜ資産が減少することになるのかがわからない。

○委員

表現に適切を欠く部分もあるかもしれない。学校の跡地の場合、それを活用すると土地経費は不要、という単純な結論が導かれかねないため、表現を工夫する必要がある。この注は、別途活用できた、または処分できたはずの土地がなくなってしまうという点では財産を使ったのと同じではないか、という趣旨である。区有地に建てれば安くなるわけではないことを示そうとした。

○委員

学校の跡地に建てると、現庁舎敷地の活用は残る。同じことではないか。区有地に建設すると資産が減少するということがよくわからない。

○委員長

売却できる可能性がある、かつ多用途に活用できるという意味では潜在的可能性を奪うということになるが、この文章のままでは区民はわからない可能性がある。事務局でご検討いただきたい。

千代田区は、確かに国のがんじがらめの状態だったと思うが、都内の PFI で書ける事例がこれしかないので出されたのだと思う。ここについてはご容赦いただきたい。

二者択一に見えてしまう、という発言については事務局で検討していただきたい。結果的には従来方式と PFI の 2 つを比較せざるを得ないが、23 ページに、検討会では公共施設として事例の多いこの 2 つを比較検討する、など、導入部分を工夫してもらえたらと思う。

○委員

4 章の冒頭に他の手法を列挙するなど、導入を工夫してもらいたい。

質問があるが、従来方式、PFI、コンバージョン、市街地再開発事業以外の方式で整備した例はあるのか。

○事務局

庁舎については見当たらない。なお、事業手法については今後の課題としても書かせていただいている。

○委員長

いろいろ調べてもらったが、庁舎の PFI の事例もあったが、横浜や京都の区役所で、公園など他のものと一体化して整備した例はあったようだ。純然たる PFI は図書館、病院など、官庁施設ではないところが多い。事業手法の冒頭を工夫していただきたい。

後半の財政の点はどうか。29 ページ、※21 に書いていることは、本文に入れるべき事柄と思われる。また、土地取得に関する地方債の活用について、まだよくわからないところがあるとのことであり、本文に示すかも含めて、事務局で慎重にご検討いただきたい。

○副委員長

財政面は想定する上で重要な条件である。わかりやすく示すことは重要であるが、場合分けをしすぎても見にくくなってしまう。基本的にはこのまとめ方でよいと思うが、本文の中で、こう考えることもできると明示するのもよいかもしれない。

○委員

想定事業費は赤字になっており、強烈に読み込める可能性がある。一般財源がこんな必要というイメージが出るかもしれない。そうすると、土地取得は考えられないのでは、と普通は思う。本文に入れることは賛成である。

29 ページの一番上、積立想定 B の場合について。積立想定 B は積立金 90 億円の場合であるが、必要な部分のみ記載して 40～50 億としている。そうではなく、90 億まで記載し、余る部分を明示して積立金が残るとした方がよいのではないか。

○委員長

確かに、差額はどこにいったのか、ということになる。余らせてもいいかもしれない。工夫していただきたい。

○委員

土地に関する起債について、今までの説明と異なるので改めて説明したい。

今までは庁舎建設の前提としての土地取得に対しては起債することができないという理解だった。しかし、実際用地を取得する場合に財政的な困難が生じるため、東京都を通じて国等に照会した。

その結果、庁舎建設に関わる土地取得に対しても起債できる可能性があるとの回答を得た。しかし、その資金は利率が高い民間資金が充てられる、償還は長期の 20～30 年

ではなく 10 年で満期一括償還になるため、たとえば 100 億円を一括で支払う可能性がある、などの問題がある。民間でなく政府資金等の場合には、毎年 6 %、10 年間で 60 % を支払い、残り 40 % は借り換えて、後の 10 年間で 40 億円を支払う、そういう方法もあるのではないかということについて現在調査を進めている。明らかになれば最終の構想案の中に示せるのではないか。現時点では現在の表記にとどめざるを得ない。

土地について起債することができるが、課題が残るといふ先ほどの説明は、以上のことを指している。

○委員長

関係機関と連絡を取って議論を進められており、それらを考慮して進めていただきたい。

最後の章をご紹介いただいて、その後全体を見たい。

○事務局

32 ページ。第 5 章、「基本計画に向けて」は、今後の課題として初めてお出しするものである。めざすべき庁舎像をより具体化し、今後策定が予定される新庁舎建設の基本計画に反映されるよう、さらに検討すべき課題等について、整理している。

第 1 に、基本計画策定時における区民参加について。庁舎建設は、すべての区民に関わる大事業であり、より多くの区民の多様な意見を収集し、適切に事業に反映させるため、様々な機会を設けることが望まれる。

第 2 に、基本計画で具体化することについて。(1) から (4) として番号を付しているが、この順番でよいかご検討いただければと思う。

(1) 備えるべき機能について。まずは防災拠点機能に関し、災害時に、防災拠点機能として転用できる空間の充実を図ることが望まれる、としている。どう使うか、もともとオープンスペースとして防災拠点機能が必要ではないか、などの議論があったところである。次に総合窓口のあり方、区民サービス機能につて。総合窓口は、窓口がある課をワンフロアまたは 1、2 階など低層階にまとめて配置する形、1 つの窓口で複数の手続を処理しつつ複雑な手続は担当課で対応する形など、様々な形態がある。また、どの課によって総合窓口を構成するかについても、来庁者の数、来庁目的等に応じて、検討する必要がある。基本計画段階では、建設候補地の面積や行政サービスの動向を踏まえつつ、総合窓口のあり方について議論を深めることが望まれる。総合窓口をどう考えるかは面積にも関わってくる。次に、区民協働推進のための場の検討について。「活動機能」となっている部分を修正する。区民協働推進のための場とは、どのようなべきか、また、どのように整備する必要があるか、検討することが望まれる。33 ページ、議場の在り方について。充実した審議を行うことができ、かつ区民に開かれた議会とするために、議場や委員会室、さらに議員控室などをどのように整備するか、検討することが望まれる。いくつかの庁舎を見学し、これが望ましい、これは良くないなどの意見

は頂いたが、では何がよいかについては、踏み込んだ議論はなされていない。

(2) 新庁舎の規模について。今後、想定職員数、人口、想定議員数、区民の利用形態、窓口のあり方、職員の勤務形態、職員の業務量など、様々な条件が変化する可能性がある。また、各課の要望や現状を改めて整理することが望まれる。基本計画策定時には、これらの条件を考慮し、庁舎の規模を再確認するとともに、将来の事情の変化に柔軟に対応できる庁舎にすることが望まれる。

(3) 立地条件について。基本計画を策定するにあたって、建設候補地を選定し特定する必要がある。めざすべき庁舎像を実現するための立地条件を備えているか、調査する必要がある。これが最初に来るべきではないか、という議論もあった。

(4) 事業手法について。従来方式やPFIなどの手法を検討し、実情に即した事業手法を選択する必要がある。なお、いずれの手法にも様々な種類があり、今後も新しい手法が生み出される可能性がある。先行事例の効果及び課題、問題点の研究を進めるとともに、新しい動きにも注視しつつ、最もふさわしい方法の検討を進めることが望まれる。

34 ページ、(5) 事業費及び財源について。庁舎面積、候補地、仮庁舎の必要性の有無、事業手法等を踏まえ、事業費及び財源の見込みをさらに精査する必要がある。

第5章については以上である。

○委員長

議論をお願いしたい。

○委員

申送りのようなものと受け止めた。立地の問題が、基本構想でもずっとネックになってきた。具体的な点に踏み込もうとすると、場所が決まっていないので、となってしまいうことが多かった。立地は、いの一番、基本計画の前提条件としていただきたい。

2の(1)、防災拠点機能に関する所で、災害時のためにどのような空間を作るかということしか書かれていないが、3.11を目の当たりにすると、停電した場合に電力をどう確保するか、太陽光、自然エネルギーに関する設備をどう備えるかも問題になるのではないか。

1の、区民の意見の反映はとても重要だ。パブリックコメントで区民の意見を集約すると同時に、まちかどトークや、庁舎問題に関する説明会を開いていただきたい。区民の意見を直接聞く機会を多く持っていただきたい。

○委員長

用地が大事だということについては、みなさん同じ理解だと思う。電力問題は書き方によっては反論の出る問題であり、中途半端に書ける問題ではない。この場でご意見として承ったということにさせていただきたい。委員長あいさつの、はじめに、の部分も後ほどご確認いただきたい。

○委員

32 ページ、防災拠点機能の表現の仕方で気になった点がある。転用できる空間の例として、会議室やオープンスペースをあげているが、これらが前面に出すぎというきらいがある。区民の避難場所を確保することも含めて区役所の防災拠点機能に見えてしまう。区役所の防災拠点機能は災害対策本部がメインとなるはず。現庁舎は災害対策本部も機能することができない状況であり、機能できるようにするため、改築する必要性が高い。表現は難しいが、空間と出してよいのか、という感じがする。

また、いざというときには区役所がエネルギー面で自律的に機能できることが求められる。環境を守る面もあるが、それだけでなく、区役所で必要な最低限のエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーのところでは何%は確保する、残りは自家発電も含めて何%確保するなどの表現を入れてもいいのかな、という感じがする。

○委員長

32 ページ、「災害時に防災拠点機能を有する」とあるが、防災拠点は災害の前段階も含むと概念を広げたので、その整合性を確認する必要がある。

スペースについては、すぐ空けられる部屋を用意しておく、ということに受け取られるかもしれない。

○委員

重要なポイントであると思うが、今の案では、庁舎を建設することによって区民にメリットがあるか、また、区民が夢を持てるか、ということが見えてこない。もっと大きな視点の中で文言を加えてもいいのではないかという気がする。防災や総合窓口は具体的な面で重要だが、庁舎は、北区が次のステップを踏むために必要なものである等、夢が持てる表現があるとよい。シンボリックなものはどうかというご意見があったが、私はそういうのを入れてもいいと思う。

○委員長

今のご意見に関連して、後ほど委員長あいさつの部分も一緒にご検討いただきたい。

○委員

「区民協働」とあるが、区民と区の協働ではないか。区民協働という言葉が適切か調べていただきたい。また、区民交流・活動機能とあるが、区民の活動は他の場所でもできる、という話だったと思う。

○委員長

他の部分にも同様の記述があるので、全体を見返していただきたい。

○事務局

区民は削除し、協働推進のための場とする。

○委員長

協働とは何か、という話もどこかに必要かもしれない。

○委員

防災拠点機能については、予防段階を新たに入れていく。また、復興、災害対策の後立ち直っていく機能の確保、災害とは関係なく平常の業務を継続する機能などの面がある。災害に強い庁舎という点に含まれるが、平常の業務を継続することの重要性を明示するかということも検討させていただきたい。

○委員長

事務局で確認していただきたい。

委員長あいさつの文案をご覧ください。「建設候補地の検討や選定が不可欠です」という書き方をしているが、言い切ってよいか。事務局でも悩まれたと思うが、不可欠ではあるから不可欠と書いた方がよいだらうと思う。

最後の部分の、新庁舎建設に向けた、というあたりは変えた方がいいかもしれない。また、先ほどご意見のあった、新しい庁舎を建てることによって次のステップに進むということについて、中間報告ではまだ大きく振りかぶれないため書けなかった内容であるが、あいさつの最初の部分に入れてもいいかもしれない。

○委員

最後の段落に、「新庁舎建設に向けた着実な歩みの中で」とある。着実な歩み、は区民にとって一番大切だが、8年先なのか、10年先なのか、あまりにも遠い先になってしまわないように、歩みを促すような文言も入れていただきたい。庁舎は、区民の福祉や毎日の区政を推進する上で、待ったなしで進めなければならない問題である。ここで終わることがないように、建設に向けて進んでいただきたいという強いメッセージを入れていただけるとありがたい。

○委員長

事務局と検討する。

○委員

32 ページ、第5章の備えるべき機能の防災拠点機能について。ここでは防災拠点機能を有する空間とあり、大地震など自然災害に対する対策が前提にあると思う。今回の地震は、以前に阪神淡路大震災を経験しながらも想定外とされた。それを考えると、今

後の災害として、自然災害のみならず、人工衛星が北区に落ちてくる、サイバーテロ、ウイルスなど、想定していなかったことに対する危機管理も重要であり、その拠点であることも必要になる。基本計画の中ではそういうものも想定した方がいいのではないか。

2点目は、新庁舎の規模のところ、「将来の事情の変化に柔軟に対応できる庁舎」とあるが、将来の事情の変化に柔軟に対応する必要があるのは、庁舎の規模だけではなく窓口のあり方の検討でも同じではないか。窓口のあり方によってフロアの仕組みが変わる、ワンフロアでいこうと思ったが新しいサービスが増えるため仕組みを変える、来庁者が増えるなど、様々なことが変わりうる。これらも将来の事情の変化に含まれる。ここはより強調した方がいいのではないか。

○委員長

災害対応については、今後の危機管理の問題も含めて様々な議論がなされたが、まだ課題が整理されていない、危機管理についての検討を深める必要がある、と大きく出てはいかがだろうか。この場で議論できるわけではなく、また庁舎の改築の有無にかかわらず重要な問題であるが、ここで膨らませておいてはどうか。

○委員

前書きのあいさつは、もっと強い口調で言われてはどうか。「活かされることを願ってやみません」とあるが、活かされなければならないのであり、もっと強く訴えたほうが区民も納得するのではないか。

○委員長

事務局と検討する。

○事務局

第5章の順番についてご意見をいただければと思う。

○委員

基本計画の役割は、基本構想を具体化することだと思う。何が必要か、というと、どこに建てるか、用地の問題をどうするか、であり、用地をどうするかを、いろんな制約でも具体化していくことが重要である。どういう書き方がいいかわからないが、用地の選定が前提であることをはっきりさせる、その上で、検討課題はこういうことがある、ということを実体化するのはどうか。対案があるわけではないが。

○委員長

33 ページ、5章の冒頭に、用地候補地の確定とまでは書かなくてもよいが、今後の基本計画の策定の前提として、用地の方向性が定まらなければ計画に移行できない、基

本構想検討ではつめきれなかったもので、今後継続してもらいたい事項としてなどを書くのはどうか。また、その他、防災など、候補地が決まる前にも検討できることは検討を続けていただきたい、という書き方かどうか。

区の方でご意見はあるか。

○委員

次の段階である基本計画は、候補地が決まらなければ具体化できないので、委員長の示された方向性で修正するので差し支えない。より今後の課題を明確にするという意味で、また、計画を先送りするのではないという姿勢を示す意味でもよいと考えられる。更に検討させていただく。

○委員

第1に立地、第2に庁舎の規模、第3に事業費・財源、第4に事業手法、第5に備えるべき機能という順でどうか。

○委員長

次元の違う話として、まとめ的に、区民参加を追加する、ということも考えられる。

○委員

前書きの、「建設予定場所が確定しない中で」は弱腰な感じがする。

○委員長

検討させていただく。

○委員

「建設予定場所が確定しない中で」という言葉は、事実その通りだったのであり、実感のこもった言葉だと思う。最後に委員長が書かれている、候補地の選定が不可欠、という部分もぜひ残していただきたい。

○委員長

総合的に検討する。

(2) その他

○事務局

次回の検討会は11月1日(火)、10時から。検討会終了後、検討会日より編集会議を開かせてもらう予定である。時間が12時を過ぎる可能性があるので昼(軽)食をお出しする予定である。

基本構想案は、本日いただいたご意見を踏まえ、再度修正した上で委員長と相談してお示ししたい。

○委員長

今回は区長もいらっしゃるとのこと。検討会案は、今月の下旬、25、26日くらいまでにお送りできるようにしたい。

○委員

内閣府の視察に参加し、先日、震災現場を視察した。庁舎が全滅した女川町では、住民票が放置されていた。情報管理も次の課題として入れていただければと思う。

○委員長

第5章に関連し、先ほども危機管理の問題が出た。少し膨らませて書いていいかもしれない。来年からも議論していただきたい。

○副委員長

区民が夢を持てる庁舎という話があった。区の施策全体にも関わるが、環境配慮やエネルギーの分散が求められる中、庁舎が環境面でどう対応するか、計画の中に具体的にしてもいいのではないかと感じた。

○委員長

事務局で検討していただきたい。

また、他に修正すべき点等お気づきの点があれば、ご連絡いただきたい。

なお、次回の検討会で区長に検討会案をお渡しすることになっているが、最後の検討会となるので最終的な文言の修正等は、その後、委員長と副委員長に一任していただく形とさせていただきたい。

○事務局

今回の「検討会だより」は、議論が構想案のとりまとめであるため発行しない、次回が最後の「検討会だより」となる予定である。

4. 閉会

○委員長

本日の検討会を終了する。

—閉会—